

小浜市国民保護計画の改定について（概要）

1

国民保護とは

万一、武力攻撃や大規模テロなどが起こった場合に、国民の生命、身体および財産を守るため、国や都道府県、市町村などが連携し対応すること、また、その仕組み。

関係法令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）

国民保護法は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体および財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。

計画体系

国民の保護に関する計画（国民保護計画）

国民保護法に基づき、下記の指定行政機関、地方自治体において、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等について「国民の保護に関する計画」を作成している。

国 : (同法第 32条) 国民の保護に関する基本指針

指定行政機関（各省庁） : (同法第 33条) 指定行政機関国民保護計画
・国の基本指針に基づき作成

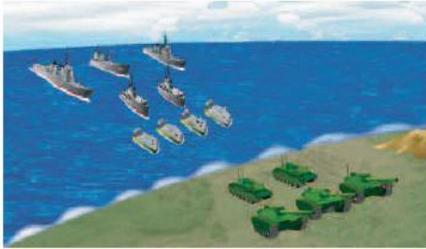
都道府県 : (同法第 34条) 都道府県国民保護計画
・国の基本指針に基づき作成

市町村 : (同法第 35条) 市町村国民保護計画
・都道府県の国民保護計画に基づき作成

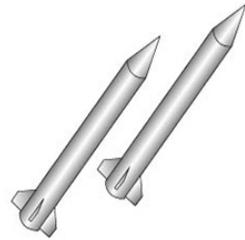
武力攻撃事態の類型ごとの特徴

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概にはいえませんが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしています。

●着上陸侵攻



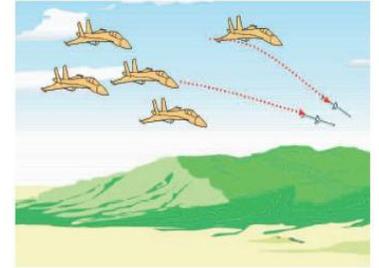
●弾道ミサイル攻撃



●ゲリラ・特殊部隊による攻撃



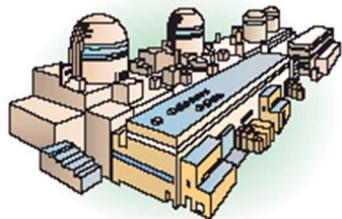
●航空攻撃



緊急対処事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体および財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。攻撃の対象施設や攻撃の手段の種類により、以下に示すような事態例が考えられています。

●原子力発電施設等の破壊



●大量輸送機関等の爆破



●生物剤、化学剤等の大量散布

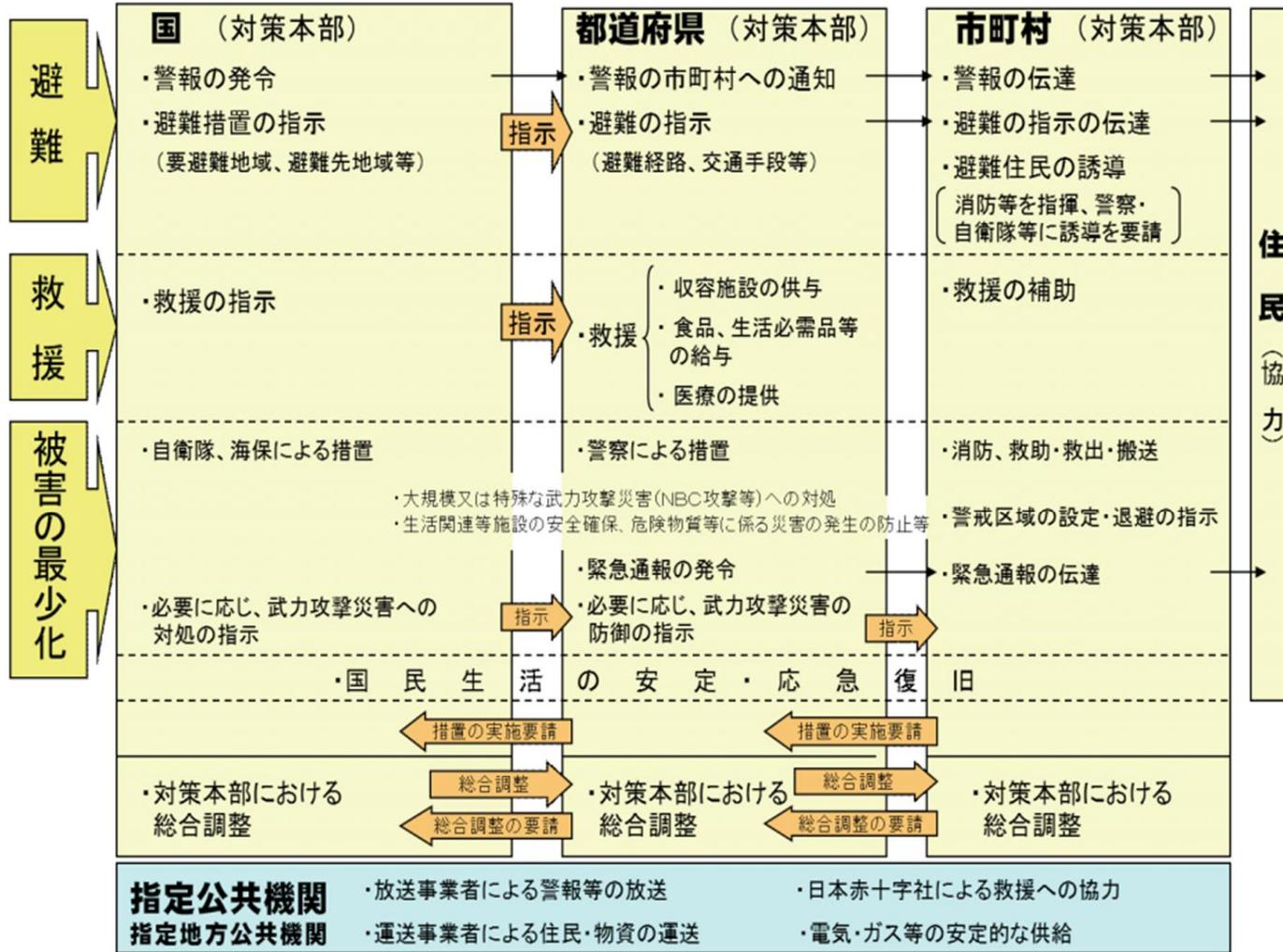


●航空機等による自爆テロ



武力攻撃事態等における国民保護のための仕組み

国民の保護のための措置は大きく、避難、救援、被害の最小化の3つから構成されます。



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

※上記の図は内閣官房が作成したパンフレット「武力攻撃やテロなどから身を守るために」から引用しています。

市町村が実施する主な国民の保護のための措置等

- ・住民の避難に関する措置（警報の伝達、避難の指示の伝達、避難住民の誘導）
- ・避難住民等の救援に関する措置（救援の補助）
- ・武力攻撃災害への対処に関する措置（消防、救助・救出・搬送、警戒区域の設定・避難の指示、緊急通報の伝達）
- ・国民生活の安定に関する措置（水の安定的な供給、その他の生活支援）
- ・武力攻撃災害の復旧に関する措置
- ・国民の保護のための措置についての訓練の実施

小浜市国民保護計画の概要

国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体および財産を保護するため、市の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民の協力その他の必要な事項を定めた計画。

国の「国民の保護に関する基本指針」、「福井県国民保護計画」に基づいて作成、変更等を行う。

市町村国民保護協議会の設置および組織

○第39条（市町村協議会の設置及び所掌事務）

市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下、「市町村協議会」という。）を置く。

※市町村長は、計画を作成し、または変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。

○第40条（市町村協議会の組織）

会長は市町村長とし、委員は当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員、自衛隊員、県の職員、当該市町村の副市町村長・教育長・消防長（消防吏員）・市町村職員、当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関または指定地方公共機関の役員（職員）、国民の保護のための措置に関し知識または経験を有する者から市町村長が任命し構成される。

<直近の国の「国民の保護に関する基本指針」、県・市の計画の主な改定内容について>

国の基本指針や県の計画と整合を図りつつ、小浜市として実施すべき国民の保護に関する措置を定めています。

国民の保護に関する基本指針 (国)

平成29年12月変更

「避難にあたって配慮すべき事項」

- ・ 平常時から」アラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知

「避難施設の指定」

- ・ 一定の地域に偏らない地下施設等の避難施設の指定の配慮
- ・ 避難施設の収容人数の把握

「訓練」

- ・ 人口密集地を含む様々な場所における避難訓練や広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練などの想定を例示

福井県国民保護計画

平成31年1月改定

「避難にあたって配慮すべき事項」

- ・ 平常時から」アラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知

「避難施設の指定」

- ・ 一定の地域に偏らない地下施設等の避難施設の指定の配慮
- ・ 避難施設の収容人数の把握

「訓練」

- ・ 人口密集地を含む様々な場所における避難訓練や広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練などの想定を例示

①令和元年12月

②令和6年3月

③令和7年2月改定

文言等の軽微な変更

小浜市国民保護計画

平成29年6月改定

国民保護協議会(R8.2.13)

【今後の予定】

パブリックコメント(R8.3月～4月の内概ね3週間)

答申

議会報告(R8.6月)

令和8年6月改定(予定)

「避難にあたって配慮すべき事項」

- ・ 平常時から」アラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知

「避難施設の指定」

- ・ 一定の地域に偏らない地下施設等の避難施設の指定の配慮
- ・ 避難施設の収容人数の把握

「訓練」

- ・ 人口密集地を含む様々な場所における避難訓練や広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練などの想定を例示

No.	改定の内容	本編改定箇所	新旧対照表
1	<p>訓練</p> <p>・市が実施する避難訓練の訓練場所に人口密集地を含む様々な場所を想定するとともに、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応、広域にわたる避難や地下への避難等、あらゆる事態を想定した訓練の実施に努める。 (※NBC攻撃とは核兵器 (nuclear weapons)、生物兵器 (biological weapons) または化学兵器 (chemical weapons) による攻撃をいう。</p>	<p>第2章 平常時の備え 第2節 訓練 2 訓練の種別</p>	<p>P 3</p>
2	<p>避難行動要支援者の支援について</p> <p>・自ら避難することが困難な避難行動要支援者の支援について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用した避難対策を講じる。 円滑かつ迅速な避難支援を実施するために、避難支援に必要な限度で、名簿情報を関係者に提供する。</p>	<p>第2章 平常時の備え 第5節 要配慮者支援体制 6 要配慮者に対する配慮</p>	<p>P 4</p>
3	<p>避難にあたって配慮すべき事項</p> <p>・市は全国瞬時警報システム (J アラート) による情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動について、平常時から啓発および周知に努める。</p>	<p>第2章 平常時の備え 第8節 国民保護に関する知識の普及等 1 住民、事業者等に対する知識の普及</p>	<p>P 4</p>
4	<p>避難施設の指定</p> <p>・市は避難施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないように選定を行い、できるだけ多くの施設の確保に努める。 また、避難施設を選定する際は、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を優先する。</p>	<p>第2章 平常時の備え 第10節 避難施設の指定および整備 1 避難施設の選定および報告</p>	<p>P 5</p>

No.	改定の内容	本編改定箇所	新旧対照表
5	安否情報システムについて ・武力攻撃事態等により避難住民や負傷または死亡した住民等の安否情報を市から県へ報告する際は、原則として安否情報システム（総務省消防庁の「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」）を使用する。	第3章 実施体制 第3節 情報の収集、提供 5 安否情報の収集および提供	P12
6	危険物資等の取扱所、水道施設の警備の強化 ・市が管理する危険物資等の取扱所や水道施設における詳細な警備の強化。	第5章 武力攻撃災害への対処等 第1節 生活関連等施設の安全確保 2 市が管理する施設の警備の強化等	P16
7	武力攻撃原子力災害への対処等 ・武力攻撃原子力災害の想定に、攻撃対象として「放射性物質の事業所外運搬」を追加。 ・市長は、応急対策等の措置を講ずるにあたり、その措置を講ずる者の安全の確保に十分配慮する。 ・市長は、武力攻撃原子力災害が発生した場合等において、直ちに国と協議して、住民の避難誘導の準備に着手する。 ・市は、県が実施する避難住民等に対する避難退域時検査（スクリーニング）および簡易除染等に協力する。	第5章 武力攻撃災害への対処等 第12節 武力攻撃原子力災害への対処 1 基本指針 2 武力攻撃原子力災害に対する備え 4 応急対策等	P17 P18 P19 P20